

◎新潟県教育委員会訓令第13号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第4（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項 （1）～（20）（略） （21）新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号。以下「管理規則」という。）<u>第50条第1項において準用する第9条第4項の規定による教育課程についての届出の受理をすること。</u> （22）管理規則第48条において準用する<u>第16条第5項の規定による退学処分</u>の報告の受理をすること。 義務教育課長専決事項 （1）～（6）の2（略） （7）管理規則<u>第49条第11項及び第12項において準用する第26条第7項及び第8項、第26条の2第3項、第49条第13項及び第14項の規定による主任等の承認をすること。</u> （8）管理規則<u>第50条第1項において準用する第36条の規定による教員の氏名又は本籍地の変更の報告の受理をすること。</u> （9）～（11）（略） （12）管理規則<u>第49条第12項において準用する第29条第2項の規定による校務分掌の届出を受理すること。</u> （13）～（31）（略） （32）管理規則<u>第50条第1項において準用する第20条の規定による教材の届出の受理をすること。</u> （33）管理規則<u>第50条第2項において準用する第23条の規定による生徒の異動状況の報告の受理をすること。</u> （34）管理規則第43条において準用する<u>第8条第3項、第4項及び第5項の規定による休業日の承認、振替授業の承認又は届出及び臨時休業の報告の受理をすること。</u> （35）管理規則<u>第50条第1項において準用する第14条第2項の規定による出席停止の報告の受理</u>	別表第4（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項 （1）～（20）（略） （21）新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号。以下「管理規則」という。）<u>第9条第3項の規定による県立特別支援学校の教育課程についての届出の受理をすること。</u> （22）管理規則第48条の規定による退学処分の報告の受理をすること。 義務教育課長専決事項 （1）～（6）の2（略） （7）管理規則第26条第7項、第26条の2第3項、<u>第26条の3第4項及び第26条の4第4項の規定による県立特別支援学校の主任等の承認をすること。</u> （8）管理規則第36条の規定による<u>県立学校</u>教員の氏名又は本籍地の変更の報告の受理をすること。 （9）～（11）（略） （12）管理規則第29条第2項の規定による<u>県立学校</u>の校務分掌の届出を受理すること。 （13）～（31）（略） （32）管理規則第20条の規定による<u>県立特別支援学校</u>の教材の届出の受理をすること。 （33）管理規則第23条の規定による<u>県立学校</u>の児童、生徒の異動状況の報告の受理をすること。 （34）管理規則第43条の規定による休業日の承認、振替授業の承認又は届出及び臨時休業の報告の受理をすること。 （35）管理規則第14条の規定による<u>県立学校</u>の出席停止の報告の受理をすること。

をすること(保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。))。

(36) (略)

(36)の2 管理規則第50条第1項において準用する第17条第2項の規定による児童、生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。))。

(36)の3 管理規則第48条において準用する第16条第5項の規定による停学処分等の報告の受理をすること。

(37)～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1)～(25) (略)

(26) 管理規則第9条第4項(第42条の9及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)の規定による教育課程についての届出の受理をすること。

(27) 管理規則第16条第5項(第42条の6及び第42条の14において準用する場合を含む。)の規定による退学処分等の報告の受理をすること。

高等学校教育課長専決事項

(1)～(6)の2 (略)

(7) 管理規則第26条第7項及び第8項、第26条の2第3項、第26条の3第4項並びに第26条の4第4項(第42条の8第4項及び第6項、第42条の16第5項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定による主任等の承認をすること。

(8) 管理規則第36条(第42条の9及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)の規定による教員の氏名等の変更の報告の受理をすること。

(9)～(11) (略)

(12) 管理規則第29条第2項(第42条の8第6項及び第42条の16第6項において準用する場合を含む。)の規定による校務分掌の届出を受理すること。

(13)～(25) (略)

(26) 管理規則第8条第3項、第4項及び第5項(第42条の2及び第42条の10において準用する場合を含む。)の規定による休業日の承認、振替授業の承認又は届出及び臨時休業の報告の受理をすること。

(27) 管理規則第14条第2項(第42条の9及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)の規定による出席停止の報告の受理をすること。
(保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。))。

(28) 管理規則第10条から第12条(第42条の9、第42条の11第4項及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)までの規定による修学旅行等実施の届出の受理をすること。

(36) (略)

(36)の2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。))。

(36)の3 管理規則第48条の規定による停学処分等の報告の受理をすること。

(37)～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1)～(25) (略)

(26) 管理規則第9条第3項の規定による教育課程についての届出の受理をすること。

(27) 管理規則第16条第5項の規定による退学処分等の報告の受理をすること。

高等学校教育課長専決事項

(1)～(6)の2 (略)

(7) 管理規則第26条第7項、第26条の2第3項、第26条の3第4項及び第26条の4第4項の規定による主任等の承認をすること。

(8) 管理規則第36条の規定による教員の氏名等の変更の報告の受理をすること。

(9)～(11) (略)

(12) 管理規則第29条第2項の規定による校務分掌の届出を受理すること。

(13)～(25) (略)

(26) 管理規則第8条第3項、第4項及び第5項の規定による休業日の承認、振替授業の承認又は届出及び臨時休業の報告の受理をすること。

(27) 管理規則第14条第2項の規定による出席停止の報告の受理をすること。

(28) 管理規則第10条から第12条までの規定による修学旅行等実施の届出の受理をすること。

(28)の2 管理規則第16条第5項 <u>(第42条の14において準用する場合を含む。)</u>の規定による停学処分の報告の受理をすること。 (28)の3 管理規則第17条第2項 <u>(第42条の9及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。) (29) 管理規則第20条 <u>(第42条の9及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による教材の届出の受理をすること。 (30) 管理規則第23条 <u>(第42条の17第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による生徒の異動状況の報告の受理をすること。 (30)の2 管理規則第42条の3第3項及び第42条の4第2項 <u>(第42条の11第1項及び第42条の12第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による修学旅行等実施の届出の受理をすること。 (30)の3 管理規則第42条の5第3項 <u>(第42条の13第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による生徒の出席状況の報告の受理をすること。 (31) (略) 生徒指導課 教育次長専決事項 (略) 生徒指導課長専決事項 (1) (略) (2) 管理規則第17条第2項 <u>(第42条の9、第42条の17第1項及び第50条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による県立学校の児童、生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導に関する事項に限る。) 生涯学習推進課 (略) 保健体育課 教育次長専決事項 (略) 保健体育課長専決事項 (1) 管理規則第14条 <u>(第42条の9、第42条の17第1項及び第50条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定により生徒の伝染病による出席停止の報告を受理すること。 (2)～(5) (略) (6) 管理規則第17条第2項 <u>(第42条の9、第42条の17第1項及び第50条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。)	(28)の2 管理規則第16条第5項の規定による停学処分の報告の受理をすること。 (28)の3 管理規則第17条の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。) (29) 管理規則第20条の規定による教材の届出の受理をすること。 (30) 管理規則第23条の規定による生徒の異動状況の報告の受理をすること。 (30)の2 管理規則第42条の3及び第42条の4の規定による修学旅行等実施の届出の受理をすること。 (30)の3 管理規則第42条の5第3項の規定による生徒の出席状況の報告の受理をすること。 (31) (略) 生徒指導課 教育次長専決事項 (略) 生徒指導課長専決事項 (1) (略) (2) 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導に関する事項に限る。) 生涯学習推進課 (略) 保健体育課 教育次長専決事項 (略) 保健体育課長専決事項 (1) 管理規則第14条(第50条において準用する場合を含む。)の規定により生徒の伝染病による出席停止の報告を受理すること。 (2)～(5) (略) (6) 管理規則第17条(第50条において準用する場合を含む。)の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。)
--	--